

平成 2 5 年 3 月議会定例会

東総地区広域市町村圏事務組合議会会議録

平成 2 5 年 2 月 1 8 日 開会

平成 2 5 年 2 月 1 8 日 閉会

東総地区広域市町村圏事務組合議会

平成25年3月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

平成25年2月18日（月）午後2時開会

日程第 1 開 会

日程第 2 議席の指定

日程第 3 副議長の選挙

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会議録署名議員の指名

日程第 6 議案の上程

議案第1号 平成25年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計予算
について

議案第2号 平成25年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふる
さと市町村圏事業特別会計予算について

議案第3号 平成25年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処
理事業特別会計予算について

議案第4号 平成24年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処
理事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第5号 東総地区広域市町村圏事務組合特別職の職員で非常勤のも
のの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

議案第6号 東総地区広域市町村圏事務組合監査委員の選任について

日程第 7 提案理由の説明

日程第 8 議案質疑

日程第 9 一般質問

日程第 10 討論・採決

日程第 11 閉 会

出席議員（9名）

1番	秋元 賢二 君	2番	工藤 忠男 君	3番	宮川 雅夫 君
4番	林 俊介 君	5番	向後 悦世 君	6番	太田 將範 君(遅参)
7番	椎名 嘉寛 君	8番	荻谷 進一 君	9番	川口 健男 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

管 理 者	明智 忠直 君
副 管 理 者	野平 匡邦 君
副 管 理 者	太田 安規 君
事 務 局 長	加瀬 孝之 君
総 務 課 長	飯島 久也 君
施設整備課長	島田 重信 君
主 査	大川 純一 君
副 主 査	佐原 輝美 君

事務局出席者

書 記	岡本 浩一 君
-----	---------

午後 2 時開会

議長 秋元賢二君	これより、平成 2 5 年 3 月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。 ただいまの出席議員は、8 名でございます。 よって会議は、成立いたしました。 日程第 2、議席の指定でございますが、ここで新しく当事務組合議会議員になりました方々をご紹介します。 匝瑳市選出の椎名嘉寛君、同じく匝瑳市選出の苅谷進一君、同じく匝瑳市選出の川口健男君、以上の方々でございます。 3 名の議員の議席は、会議規則第 4 条第 2 項の規定によって、ただいまご着席のとおり指定いたします。 日程第 3、副議長の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定によって、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声多数あり)
議長 秋元賢二君	ご異議なしと認めます。 よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。 お諮りいたします。指名の方法については、議長指名といたしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声多数あり)
議長 秋元賢二君	ご異議なしと認めます。 したがって、議長が指名することに決しました。 東総地区広域市町村圏事務組合議会副議長に匝瑳市選出の椎名嘉寛君を指名いたします。 お諮りいたします。 ただいま議長が指名いたしました椎名嘉寛君を、東総地区広域市町村圏事務組合議会副議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声多数あり)
議長 秋元賢二君	ご異議なしと認めます。 したがって、ただいま指名いたしました椎名嘉寛君が、東総地区広域市町村圏事務組合議会副議長に当選されました。 ただいま、副議長に当選された椎名嘉寛君が、議場におられます。 会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により、当選の告知をいた

7 番 椎名嘉寛君	します。 椎名嘉寛君、副議長当選の挨拶をお願いいたします。 議員各位のご推挙いただきありがとうございます。慎んでお受けさせていただきます。よろしくお願いします。
議長 秋元賢二君	ただいまの挨拶をもって、当選の承諾といたします。 議案説明のため、管理者、副管理者、事務局長ほか説明員の出席を求めました。 日程第 4、会期の決定でございます。本日限りといいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声多数あり)
議長 秋元賢二君	ご異議なしと認めます。 よって、会期は本日限りと決しました。 日程第 5、会議録署名議員の指名を行ないます。 9 番川口健男君、2 番工藤忠男君の両名を指名いたします。 管理者より送付を受けております議案は、議案第 1 号から議案第 6 号までの 6 議案でございます。 配付漏れはありませんか。 (「なし」の声あり)
議長 秋元賢二君	配付漏れなしと認めます。 日程第 6、議案第 1 号から議案第 6 号までの 6 議案を、一括上程いたします。 職員により、議案の朗読をいたします。 (書記飯島久也君、議案朗読)
議長 秋元賢二君	議案の朗読は終わりました。管理者より挨拶を兼ねまして、議案第 1 号から議案第 5 号について提案理由の説明を求めます。 管理者 明智忠直君
管理者 明智忠直君	本日ここに、平成 25 年 3 月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご参集を賜りましたこと、心から厚くお礼申し上げます。 また、ただいまの選挙により当選されました椎名副議長には、まずもって心からお祝いを申し上げたいと思います。 おめでとうございます。

	平成２４年度も残すところ、あと１か月余りとなりました。 当組合も皆様方のご理解とご指導をいただき、各種事業を展開しておりますが、ここで、当組合の近況についてご報告させていただきます。 まず「銚子連絡道路」について申し上げます。 現在は横芝光インターチェンジから匝瑳市間及び飯岡バイパスから銚子市三崎町間の地元協議及び用地交渉等が進められています。 今後も地域の活性化・地場産業の発展の為には、是が非でも必要な大動脈でありますので、皆様方のご協力のもと、全線開通へ向けた要望活動等を実施してまいりたいと考えていますので、よろしくお願い申し上げます。 続きまして、職員共同研修の実績でございますが、新任職員研修、管理監督者研修等８課程を実施し、延２５０名の参加となりました。 職員採用試験につきましては、昨年９月１６日に旭二中を会場に実施いたしました。 一般行政職上級等６団体１５職種の募集に対しまして、応募総数４６８名、当日受験者数４２３名の中から、採用予定者名簿登載数５９名という結果でございました。 続きまして、ごみ処理広域化推進事業についてご報告いたします。 これまで、広域ごみ焼却施設の建設候補地周辺に在住する住民の理解を得ることを最優先に、説明会や意見交換会、先進施設見学会などを実施し、地元１６町内会との基本協定の締結を目指して取り組んでまいりました。 この度、最後の町内会と２月２日に基本協定を締結し、これで全ての町内会と基本協定を締結することができました。 これからは、野尻町地区広域ごみ焼却施設建設計画対策協議会等への情報提供や連絡を密にし、より一層の信頼関係の構築に努めて行くとともに、焼却施設候補地の地権者との協力合意に向け進めて行きたいと思っております。 平成２５年度からは新たな事業として、焼却施設計画地の測量・地質調査、環境影響評価、施設整備基本計画・基本設計に入ります。また、最終処分場につきましても、今年度中に最終処分場候補地選定委員会を設置し、進めて行く予定であります。 一日も早い施設建設の実現に向け、特に、構成３市の協力はもとより、議員の皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。 以上、状況をご報告させていただきました。今後も銚子市・旭市・匝瑳市の連携を深め、共同処理業務を推進し、東総地区の均衡ある発展・振興を目指してまいりたいと考えま
--	--

	すので、皆様方の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。 続いて、本議会に提案いたしました、各議案の提案理由を申し上げます。 本日、ご審議いただく議案は6件でございます。 議案第1号 平成25年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計予算についてであります。 歳入歳出予算の総額をそれぞれ5千64万6千円と定めるもので、平成24年度と比較し31万1千円の増額となっております。 議案第2号 平成25年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計予算についてであります。 歳入歳出予算の総額をそれぞれ1千47万1千円と定めるもので、平成24年度と比較し3億3千120万8千円の減額となります。 減額の理由といたしましては、ふるさと基金の構成市への返還が終了したことによるものです。 議案第3号 平成25年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計予算についてであります。 歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1千600万円と定めるもので、平成24年度と比較し4千600万円の増額となっております。 増額の理由といたしましては、施設建設費における委託料の増によるものであります。 議案第4号 平成24年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算についてであります。 既定の歳入歳出予算額7千万円に対し、1千417万3千円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を5千582万7千円と定めるものであります。 内容といたしましては、委託業務における、入札差金等を減額するものです。 議案第5号 東総地区広域市町村圏事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。 これは、最終処分場の候補地選定を進めるため、東総地区広域最終処分場候補地選定委員会を設置することに伴い、報酬の支給方法について、規定整備を行おうとするものです。 議案第6号につきましては、後ほど提案理由を述べさせていただきますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。 以上、議案第1号から第5号まで提案理由を述べさせていただきましたが、詳細につきましては事務局より内容説明を
--	--

議長 秋元賢二君 事務局長 加瀬孝之君	いたしますので、慎重なご審議のうえ、ご賛成いただきますようお願い申し上げます。 続いて、議案第１号から議案第５号についての補足説明をさせます。 事務局長 加瀬孝之君 それでは、補足してご説明いたします。 議案第１号から第３号は、平成２５年度当初予算についてでございます。 平成２５年度の３会計予算の総額は、１億７千７１１万７千円で、対前年度比で２億８千４８９万７千円の減となっています。 これは、主にふるさと市町村圏基金に係る構成市出資金の償還が終了したことによるものでございます。 平成２５年度東総地区広域市町村圏事務組合予算書の３ページをご覧ください。 まず、一般会計歳入歳出予算でございます。 一般会計予算は、組合議会費、施設整備課職員を除く職員の人件費、管理費、事務費、企画費並びに監査委員費を計上しております。 平成２５年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計予算、平成２５年度東総地区広域市町村圏事務組合の一般会計予算は、次に定めるところによる。 第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ５千６４万６千円と定める。 第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表歳入歳出予算による。 第２条 地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は１００万円と定める。平成２５年２月１８日提出、東総地区広域市町村圏事務組合管理者 明智忠直 次の４ページ及び５ページは、第１表の歳入歳出予算でございますが、これらの内容につきましては、この後の事項別明細書の中でご説明いたします。 １１ページをご覧ください。 歳入でございますが、１款１項１目 総務費負担金は、本年度予算額４千８９３万４千円、前年度と比較して１５５万７千円の増で、この主な理由としましては、２款 繰越金の減によるものと、歳出において、共済組合負担金率の改定に伴う、共済費の増等によるものです。 なお、構成市の負担金割合は、均等割３０パーセント、人口割７０パーセントで、市別の内訳は、説明欄に記載しておりますが、銚子市が前年度と比較して５８万３千円増の１千
-----------------------------------	---

	8 3 2 万 3 千 円、旭市が前年度と比較して 5 7 万 6 千 円 増 の 1 千 8 1 0 万 2 千 円、匝瑳市が前年度と比較して 3 9 万 8 千 円 増 の 1 千 2 5 0 万 9 千 円 となります。 2 款 1 項 1 目 繰越金は、本年度予算額 1 6 6 万 4 千 円、前年度と比較して 1 2 7 万 2 千 円 の減でございます。 3 款 1 項 1 目 雑入は、本年度予算額 4 万 8 千 円、前年度と比較して 2 万 6 千 円 増 で、これは職員採用試験合同実施に参加する一部事務組合からの負担金収入、及び組合職員が受講する、研修経費負担金に対する助成金収入を見込んだものです。 以上、歳入合計は、5 千 6 4 万 6 千 円 で、前年度と比較して 3 1 万 1 千 円 の増でございます。 1 2 ページから 1 4 ページまでの歳出でございますが、主な事項をご説明いたします。 1 2 ページをご覧ください。 1 款 議会費ですが、本年度予算額 2 1 万 9 千 円 で、組合議員に対する報酬等でございます。前年度と比較して、1 0 万 8 千 円 の減となっております、これは隔年で実施している議員視察研修を今年度は行わないことによるものです。 2 款 総務費は、4 千 9 4 2 万 7 千 円 で、前年度と比較して、4 1 万 9 千 円 の増となっています。 内訳といたしましては、1 項 1 目 一般管理費の 2 節 給料から 4 節 共済費は、施設整備課職員を除く職員 5 人 分の人件費です。 8 節 報償費 1 0 万 円 は、職員採用試験における作文の採点を県北総教育事務所の指導主事に依頼しており、それに対する謝礼金です。 1 3 ページをご覧ください。 1 3 節 委託料 9 7 万 2 千 円 は、職員の定期健康診断や浄化槽管理、庁舎警備等、一般管理に係る業務を委託するものです。 1 8 節 備品購入費 3 6 万 3 千 円 は、各種会議において使用するワイヤレスアンプを購入するものです。 1 9 節 負担金、補助及び交付金ですが、これは、公平委員会や非常勤職員の公務災害補償事務を共同処理してもらうための負担金や、広域行政関係団体への負担金を計上しています。今回、新規に計上するものとしたしましては、下の 2 つ、労働安全衛生法の規定による、衛生推進者の資格を取得するための講習費用、及び組合職員が受講する研修経費の負担金です。 1 4 ページをご覧ください。 2 目 企画費は 6 5 万 8 千 円 で、主な支出は、組合広報紙の印刷製本費です。 3 款 予備費は前年同額の 1 0 0 万 円 を計上しております
--	---

	す。 以上、歳出合計は、5千64万6千円で、前年度と比較して31万1千円の増となっています。 25ページをご覧ください。 次に、ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出予算でございます。 ふるさと市町村圏事業特別会計は、ふるさと市町村圏基金等を財源として、職員共同研修、中学生海外派遣研修、銚子連絡道路の整備促進に向けた働きかけ等の経費を計上しております。 平成25年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計予算、平成25年度東総地区広域市町村圏事務組合の東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計予算は、次に定めるところによる。 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1千47万1千円と定める。 第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。平成25年2月18日提出、東総地区広域市町村圏事務組合管理者明智忠直 次の26ページ及び27ページは、第1表の歳入歳出予算でございますが、これらの内容につきましては、この後の事項別明細書の中でご説明いたします。 33ページをご覧ください。 歳入でございますが、1款1項1目 利子及び配当金は基金利子で、予算額6万6千円、これは、ふるさと市町村圏基金の運用利子を見込んだものです。 2款 繰入金の744万2千円は、基金の一部を事業費に充てるため、取り崩すものです。 3款1項1目 繰越金は、予算額116万3千円、前年度と比較して96万4千円の減でございます。 4款1項1目 雑入は、中学生海外派遣研修における参加者負担金収入です。参加者一人あたりの負担額ですが、これまで5万円でしたが、事業の財源となる基金の減少、また、近年の渡航費用が増額していることから、負担金額について検討を行い、事業継続のためには負担金の増額をお願いすることが適当と判断し、今回から1万円増額し、1人あたり6万円で計上しております。 以上、歳入合計は、1千47万1千円で、前年度と比較して、3億3千120万8千円の減となっています。 34ページをご覧ください。 歳出でございますが、主な事項をご説明いたします。 1款 総務費は1千27万1千円でございます。 内訳といたしましては、1項1目 ふるさと振興費の9節 旅費は、中学生海外派遣研修に係るもの及び職員共同研修で
--	---

	の講師旅費であり、予算額は660万3千円で、前年度と比較して5万9千円の増です。 13節 委託料は、職員共同研修を実施するにあたり、講師を民間から派遣するための委託料で、予算額は198万円、前年度と比較して35万6千円の増です。増額の理由としましては、受講予定者数の見込みから、研修の実施回数を増やしたこと等が主な理由です。 19節 負担金、補助及び交付金は、山武・東総地域広域幹線道路網整備促進期成同盟会への負担金75万円で、同盟会の活動規模は例年同様ですが、経費の削減を図ったことから、前年度と比較して、28万3千円の減となっています。 2款1項1目 予備費は昨年度と同様、20万円を計上しております。 以上、歳出合計は1千47万1千円で、前年度と比較して3億3千120万8千円の減となっています。 最後に一般廃棄物処理事業特別会計でございますが、37ページをご覧ください。 平成25年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計予算、平成25年度東総地区広域市町村圏事務組合の一般廃棄物処理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1千600万円と定める。 第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。 第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2表債務負担行為による。 第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100万円と定める。 平成25年2月18日提出、東総地区広域市町村圏事務組合管理者明智忠直 次の38ページ及び39ページは、第1表の歳入歳出予算でございますが、これらの内容につきましても、この後の事項別明細書の中でご説明いたします。 40ページは第2表の債務負担行為です。焼却施設等基本計画・基本設計等業務委託、及び環境影響評価調査業務委託の2件について、委託業務期間が複数年に渡るものであることから、新たに設定するものでございます。 45ページをご覧ください。 歳入ですが、1款1項1目 衛生費負担金は、本年度予算額9千556万8千円で、前年度と比較して2千609万4千円の増です。なお、構成市の負担金割合は、均等割20パーセント、人口割40パーセント、処理量割40パーセント
--	---

	で、市別の内訳は、説明欄に記載しておりますが、銚子市が前年度と比較して1千135万9千円増の4千35万円、旭市が前年度と比較して960万円増の3千460万4千円、匝瑳市が前年度と比較して513万5千円増の2千61万4千円となります。 2款 国庫支出金は、予算額1千980万円、これは環境省所管の循環型社会形成推進交付金を見込んだものです。 3款 繰越金は、予算額63万1千円、前年度と比較して10万6千円の増です。 以上、歳入合計は、1億1千600万円で、前年度と比較して、4千600万円の増となっています。 46ページをご覧ください。 歳出でございますが、主な事項についてご説明いたします。 1款1項1目 清掃総務費 4千663万1千円は、主に施設整備課職員5人分の人件費、旅費及び事務経費でございます。 47ページをご覧ください。 2目 施設建設費は、平成25年度に予定しております各種事業について、予算計上したものでございます。 予算額は6千904万円で、前年度と比較して、4千584万1千円の増となっております。増額の主な理由は、委託料が増加したことによるものです。 1節 報酬は、58万8千円で、東総地区広域最終処分場候補地選定委員報酬で、有識者と地元住民等からなる委員会を設置し、最終処分場の候補地を選定していくための委員に対する報酬です。なお、委員会の委員構成につきましては、専門的見解を仰ぐため、学識経験者と3市の環境審議会議長から推薦された委員、また、住民の代表として、銚子市町内会連合協議会長から推薦された委員、及び地元対策協議会から推薦された委員、さらに行政側の担当者として3市の環境担当課長を予定しており、開催回数は6回を見込んでおります。 11節 需用費のうち、食糧費25万3千円は、地元住民施設見学会等の昼食代、飲物代等を見込んだものです。 13節 委託料は6千346万円で、前年度と比較して4千601万8千円の増となっております。 委託業務の内容についてですが、焼却施設等計画地測量調査業務については、今後の計画施設の設計や環境影響評価実施を踏まえ、施設建設計画地の面積を確定させるために民間コンサルタントの支援を受けるものです。 焼却施設計画地地質調査業務については、施設建設に当たって、地質的な支障がないかあらかじめ調査をするもので、現地のボーリング調査、また、採取した土などの比重、含水
--	--

	率などの試験について、民間コンサルタントの支援を受けるものです。 焼却施設等基本計画・基本設計等業務委託については、マテリアルリサイクル施設を含む施設全体の基本計画及び、電気、配管設備などの建設基本設計について民間コンサルタントの支援を受けるもので、委託期間は平成25年度から平成27年度の3年間を予定しています。 環境影響評価調査業務については、施設の建設が周辺に及ぼす影響、大気、水質、臭気や生態系への影響をあらかじめ調査することと併せ、関係図書の作成など民間コンサルタントの支援を受けるものです。 なお、この業務に関しては、周辺住民への説明、関係省庁との協議についても含まれており、委託期間は平成25年度から平成28年度の4年間を予定しています。 最終処分場用地選定支援業務は、先程ご説明しました東総地区広域最終処分場候補地選定委員会の開催支援と併せて、関係法令等を精査した建設可能地域図の作成と複数個所の比較検討に関しても民間コンサルタントの支援を受けるものです。 以上、5件の業務委託を予定しております。 14節 使用料及び賃借料154万円は、前年度と比較して54万8千円の増ですが、これは、地元協議会や地元住民の施設見学会、委員会視察の際のバス借上料と有料道路通行料等を計上したものです。増額の理由としましては、平成25年度以降、関係官庁との協議、環境影響評価に当たっての現地調査と併せ、焼却施設建設計画地のほか、最終処分場候補地についても地元住民対応の業務が相当見込まれることから、現在、賃借している公用自動車を1台増加し、2台とすることによるものです。 19節 負担金、補助及び交付金についてですが、予算額217万2千円、前年度と比較して1万3千円の減となっています。野尻町地区広域ごみ焼却施設地元町内会補助金は、ごみ焼却施設建設計画を進めるにあたり、地元住民に対する説明会や意見交換会を開催周知するチラシの配布等、より多くの住民に情報周知を図ることを目的に、地元各町内会の支援・協力を得るため、協力金として、それらに係る経費の補助を目的として支給しているものです。 2款 予備費は、32万9千円を計上しています。 以上、歳出合計は、1億1千600万円で、前年度と比較して4千600万円の増でございます。 最後に、55ページをご覧ください。これは、債務負担行為に関する調書で、設定した債務負担行為の支出予定額やその財源内訳を記載したものです。 以上で、議案第1号から議案第3号までの説明を終わります。
--	--

	す。 次に議案第4号 平成24年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。 平成24年度東総地区広域市町村圏事務組合補正予算書の3ページをご覧ください。 平成24年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算第1号、平成24年度東総地区広域市町村圏事務組合の一般廃棄物処理事業特別会計の補正予算第1号は、次に定めるところによる。 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1千417万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5千582万7千円とする。 第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成25年2月18日提出、東総地区広域市町村圏事務組合管理者明智忠直 平成24年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計歳入歳出補正予算につきましては、今年度の事業の進捗状況に合わせて、今後執行が見込まれない事務等について減額補正をしようとするものでございます。 4ページをご覧ください。 歳入では、1款 分担金及び負担金と2款 繰越金を、歳出では、1款 衛生費を補正し、歳入歳出それぞれ合計1千417万3千円の減額補正を行おうとするもので、補正後の予算額は、5千582万7千円でございます。 8ページをご覧ください。 歳入ですが、1款 分担金及び負担金は、1千762万4千円の減額で、補正後の予算額は、5千185万円です。 これは、構成市からの負担金で、説明欄に記載のとおりそれぞれ減額することにより、構成市の負担金額は、銚子市が2千163万7千円、旭市が1千866万1千円、匝瑳市が1千155万2千円となります。 2款 繰越金は、前年度の決算から、345万1千円の増額を行い、補正後の予算額は397万6千円です。 以上、歳入合計では、補正しない3款 諸収入の1千円も含めると、補正後の予算額は5千582万7千円となります。 9ページをご覧ください。 歳出です。1款 衛生費は、補正前の6千936万9千円に対しまして、1千417万3千円の減額で、補正後の予算額は5千519万6千円です。 補正の内容は、減額しようとする主な事項についてご説明いたします。
--	--

	2目 施設建設費の、1節 報酬は、補正前の額112万2千円に對しまして、46万4千円の減額で、補正後の予算額は65万8千円です。 これは、東総地区広域ごみ焼却施設建設計画検討委員会の委員報酬で、委員数及び報酬金額の実績から所要額を見込み、減額補正したものです。 9節 旅費については、補正前の額48万円に對しまして、23万2千円の減額で、補正後の予算額は24万8千円です。 これも、検討委員会委員の交通費について、実績から所要額を見込み減額補正したものです。 13節 委託料については、補正前の額1千744万2千円に對して、1千309万4千円の減額で、補正後の予算額は434万8千円です。 これは、説明欄に記載の5つの業務を一括して平成24年4月16日に郵送・事後審査方式制限付き一般競争入札に付したところ、10社から応札があり、開札、審査の結果、予定価格約1千700万円のところ、409万5千円で落札、契約できたことから、その差金を減額するものです。 なお、これ以外に最終処分場候補地選定に係る支援事業を計上しておりますが、これについては今後執行予定です。 14節 使用料及び賃借料は、補正前の額99万2千円に對しまして、15万円の減額で、補正後の予算額は84万2千円です。 これは、地元住民施設見学会及び地元連絡会等の視察について、これまでの実績及び今後の見込みから、バス借上料及び有料道路通行料を減額いたしました。 以上、歳出合計は、補正しない2款予備費63万1千円も含めると、補正後の予算額は、5千582万7千円となります。 以上で、議案第4号の補足説明を終わります。 続きまして、議案第5号 東総地区広域市町村圏事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。 内容は、ごみ処理広域化推進事業において、最終処分場の候補地選定を進めるため、有識者や地元住民等から構成される東総地区広域最終処分場候補地選定委員会を設置することに伴い、委員の報酬の額及び職員等が委員を兼ねた時の報酬の重複支給の禁止について定めようとするものでございます。施行日は公布の日からでございます。 本文の朗読は省略させていただきます。 議案第1号から議案第5号についての補足説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。
--	---

議長 秋元賢二君	地方自治法第 1 1 7 条の規定により、議案第 6 号に関係いたします苅谷進一君の退席を求めます。 (苅谷進一君退場)
議長 秋元賢二君	議案第 6 号 東総地区広域市町村圏事務組合監査委員の選任について、提案理由の説明を求めます。 管理者 明智忠直君
管理者 明智忠直君	議案第 6 号 東総地区広域市町村圏事務組合監査委員の選任についてであります。 内容といたしましては、匝瑳市議会 1 2 月定例会において、新たな組合議員の選挙がございました。同時にこれまでの組合議員の辞職により組合監査委員が欠員となっているため、後任の組合監査委員の選任について、議会の同意を求めるものであります。 私は、匝瑳市選出の苅谷進一議員が人格識見ともに高く適任であると考え、ここに提案いたすものであります。 なにとぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。
議長 秋元賢二君	続いて、議案第 6 号についての補足説明をさせます。 事務局長 加瀬孝之君
事務局長 加瀬孝之君	議案第 6 号 東総地区広域市町村圏事務組合監査委員の選任について補足説明いたします。 当組合の監査委員については、組合規約により知識経験を有する者 1 人、及び組合議員の内から 1 人の 2 人を選任することとされております。 このうち、組合議員である監査委員については、組合議員の辞職に伴い空席となっておりますので、その選任について同意を求めるものでございます。 提案内容につきましては、先程管理者から説明があったとおりでございます。 以上、よろしくご審議をお願いいたします。
議長 秋元賢二君	提案理由の説明は終わりました。 苅谷進一君の入場を許可します。 (苅谷進一君入場)
議長 秋元賢二君	これより、議案第 1 号から議案第 5 号を一括議題とし、質疑に入ります。 質疑を行う前に予め申し添えます。

	質疑は一括質疑方式で、1人3回までとなっております。 又、質疑については、議案の範囲とし、円滑な議事運営ができますようご協力をお願いいたします。 質疑ありませんか。 8番 荻谷進一君
8番 荻谷進一君	確認します。先程議長から通告がありました、質疑は一括上程で3回ということでしたが、これは匝瑳市議会に基づくということで、私が議長の時にも確認したことですが、本来であれば1議案3回ですが、それでよろしいですか、それが通例だと思います。匝瑳市議会に則るということであれば、1議案3回ということですので、ご理解願います。
議長 秋元賢二君	暫時休憩します。 (15:00～15:10)
議長 秋元賢二君	再開します。 先程、一括上程質疑としましたが、各号ごとに行いますので、よろしくお願いします。 議案第1号について質疑ありませんか。 9番 川口健男君
9番 川口健男君	質問させていただきます。 13ページの総務費、14節 使用料及び賃借料の中で、複合機賃借料34万8千円、電話機賃借料1万3千円が計上されています。24年度の予算書を見ますと、複合機賃借料48万5千円とある訳ですが、この賃借料は、レンタルリースかお伺いします。
議長 秋元賢二君	事務局長 加瀬孝之君
事務局長 加瀬孝之君	お答えいたします。複合機及び電話機ともリースでございます。
議長 秋元賢二君	9番 川口健男君
9番 川口健男君	リース契約の内容はご理解していると思います。本来ですと、多年度に渡る賃借権契約は、以前は禁止されていた。しかしながら、平成18年度からは時代の趨勢で契約されても良い形になっている。しかし、市町村自治体、公共事業体においてどのようなメリットがあるのか私には理解できない。その中において、リースでありながら前年度より減額になっている。これも理解できない。本当にリースが事業体にとつ

	て有利なのかどうか充分検討いただきたい。私が理解するところは、リースというのは隠れ借金といわれます。途中で解除した場合は違約金が発生する。また、リースが終了しても物件は賃借人の手に所有権は移転しない等々の決まりがあります。その中で、このような予算計上してあるが、私は府に落ちない。リース契約が何年度に契約されて、月額リース料はいくらか、なおかつファイナンスリースなのか、メンテナンスリースなのか、メンテナンスリースであれば、その中のメンテの使用はどうなっているのか、詳細をご説明いただきたい。
議長 秋元賢二君	事務局長 加瀬孝之君
事務局長 加瀬孝之君	複合機のリースの開始の時期につきましては、今年度、平成24年4月1日からとなっております。次に、月額のリース料につきましては、賃借料が月額7,980円、保守料金として1枚あたり2.1円となっております。前年度までは、長期継続契約ではなく、今年度から長期継続契約に基づくリース契約をしています。
議長 秋元賢二君	9番 川口健男君
9番 川口健男君	新たに新規リース契約を結ぶということでございますが、何年契約で結ぶのか、終了年度はお話にならない、また、昨年まで使っていた機種との違いが解らない、要は非常に闇の中、月7,980円の多年度に渡るリース契約でありますので、縛られるわけであり借金であります。それが、たとえば20万円の借入を起すのでも、議会で詳細な説明があって、書類が必要になってくる。ところが、賃借権ということになると、1年間の経費ということで多くの項目の中にうずもれてしまう。なんら議論もない、要は、なぜ多年度に渡る継続契約ができなかったのかは、そこにある訳です。ところが、諸般の事情、これは大きく分けて3つあります。1つは財政の問題、国家財政、地方財政が非常にひっ迫してきた。2点目は、リース業協会のロビー活動。3点目は、予算を執行する側の、要は、一度賃借契約を予算化してしまえば、翌年度も同じ金額が賃借料となれば、なんら論議もされず承認されている。既得権というか、この大きな問題なんで、多年度に渡る債務行為は禁止されていた。しかしながら、色々な事情で認められるようになった。であれば、今回4月1日に新規に入れ替えする複合機、今までレンタルだったが、レンタルよりもリースが安いからリースにする。レンタルは何時でも使用者の都合で返してもいいが、リースの場合は途中で都合により解約した場合についても、残った残リース料は支

	払いしなければいけない。明らかに違う。その制度というものを、十分熟知している中で、リースにするか、レンタルにするか、買い取りにするのか考えて行かなければいけない。特に、我々数多くの地域住民からいただいている税金で運営している事ではなおさらです。まして、東総地区広域市町村圏事務組合は、構成3市から予算をいただいて運営、2階建てになっている。ですから非常に大きな意味を持つ。フィルターが1つ2つとあれば、そこを通過すると内容も本質も変わって行ってしまう恐れが十分ある。ですから議会ではそのことを慎重に審議しなければならない、慎重に運営しなければならないと私は思っています。特に、この賃借料については非常に疑念を感じますし、私自身リースについては、やはり他案件と同様に審議が必要だと思っています。執行部の考えをお伺いします。
議長 秋元賢二君	事務局長 加瀬孝之君
事務局長 加瀬孝之君	コピー機のリースについては、今回平成24年4月から終期が平成29年3月31日までの長期継続契約を結ばせて頂いております。法の改正によって長期継続ができるということで、この制度を取り入れて、コピー機について長期継続をさせていただきました。これについては、構成市の状況も教えていただきながら、業務を進めていきたい、検討していきたいと考えていますので、よろしくお願いします。
議長 秋元賢二君	他に質疑ありませんか。 (「質疑なし」の声あり)
議長 秋元賢二君	質疑なしと認めます。 次に、第2号議案について質疑ありませんか。 (「質疑なし」の声あり)
議長 秋元賢二君	質疑なしと認めます。 次に、第3号議案について質疑ありませんか。
8番 荻谷進一君	8番 荻谷進一君 予算書の47ページ、13節 委託料についてお伺いします。現状において、前回の全員協議会を持ちまして、施設検討委員会の結果が出ているものであると察するところであ

	ります。その内容を加味して我々はこの予算審議をしていかなければならないと理解するところであります。そこで、お伺いしたいんですが、13節における63,460千円の予定額がございますが、この内容の区割りの額を概略で結構ですのでご説明いただきたいと思います。それに先立ちまして施設検討委員会の結果が、我々議員にはまだ伝わっておりません。その施設検討委員会の結果を持って、今後の議会日程のスケジュールも確認させていただきたいと思います。例えば、この施設検討委員会の結果を持ちまして、おそらく、各首長さんに報告があった後、首長さんの方で論議をして、その方針を決めるものであるかと推測されます。その場合、当議会の議員に、その内容をお諮りし決定するものなのか、又は、首長さんの決定だけで、施設検討を決定するのか否かの回答をいただきたいと思います。まず、その3点お願いします。
議長 秋元賢二君	事務局長 加瀬孝之君
事務局長 加瀬孝之君	お答えいたします。委託料の金額を概算ということで、お答えさせていただきたいと思います。焼却施設等計画地測量調査業務委託料が約1,300万円、地質調査業務委託料、約1千万円、基本計画・基本設計が2千万円程、環境影響評価業務も2千万円程度と見ています。最終処分場の支援業務につきましては、500万程を見ています。金額については以上です。2つ目の質問で、経過を知らせていないのではないかとということでございますが、検討委員会につきましては、まだ全て終了したわけではございません。今後検討委員会が開催される予定でございます。ただ、委託業務につきましては、先日お示しさせていただいた業務のスケジュールに添って、来年度、平成25年度に想定している業務について計上しております。
8番 荻谷進一君	前年度の補正で減額した分は、来年度に移行することで良いですか。
事務局長 加瀬孝之君	補正で減額するものは、業務としては最終処分場の候補地選定委員会の支援業務を今後執行しますので、それ以外の業務、全て履行中ですが、その業務の入札の差金を減額するものです。 検討委員会の結果と事業の報告についてでございますが、検討委員会からこの後答申が出される予定でございます。まず、答申の内容を議員の皆様方にご説明をさせていただく予定です。

8 番 荻谷進一君	それはいつ頃ですか。
事務局長 加瀬孝之君	答申が3月中旬以降になるのではないかと今のところ見ていますので、それ以降新年度に入ってからになるかと考えております。それで答申の内容をまず議員の皆様に説明させていただいた後に、その説明内容を踏まえまして、事務組合の方針というものを首長会で検討をする予定でございます。
8 番 荻谷進一君	議員に説明後ですよ。
事務局長 加瀬孝之君	はい。 首長会で事務組合案を検討し、決まりましたら、その内容を再度組合議員の皆様方に説明をさせていただく予定としております。このような手順になっています。
議長 秋元賢二君	8 番 荻谷進一君
8 番 荻谷進一君	2回目の質問をします。今、加瀬事務局長から説明があったとおりであるということは理解しました。予算についても、これから入札ということだと思いますので、減額の余地があるということだと思います。平成25年度に関しましては、債務負担行為を2年度ないし3年度かけるわけです、我々は、施設検討委員会の内容を加味して、この決算を本来なら審議すべきであると私は理解するところでありますが、これも広域議会の都合上、それは出来ないという中で、首長三者である構成管理者の中で、苦渋の決断で今回先にこの議案を提出して審議しているものだとは私は理解するものであります。そこで、先程の局長の説明の中で、議員に説明するというところでございました。漏れ伝わるところによると、各市議会に4月に入ってから全員協議会の依頼をお願いしたいということは連絡いつているかと思いますが、その点で確認をしたいんですが、これだけ重要事項を全員協議会で説明して、それで、良いですか悪いですか判断するのはおかしいんじゃないですか。これは、本会議にこういうものであるというものを提案されましたということで、例えば、全員協議会で結論を出すのであれば、全員協議会で出た内容を我々各議員は各市議会に持ち帰って全員協議会を開いてやりませんと、ただ、3人出ましたからその3人で決議して決定するような事項では私はないと思うんですね。ですから、その決定のあり方についても、前回の議会で私が確認したとおり、最終処分場にしても、何にしても、候補地が決まった段階で、最後は議会の議決をもって決定するというのが、この議会の役割であって、各管理者が承知のとおりだと思っております。それを、例えばの話ですけども、答申が出た場合、議会

議長 秋元賢二君 管理者 明智忠直君	には全員協議会だけで説明して、後は全員協議会で意見がなかったから首長だけで決定しましたということでは、ちょっとおかしいと思いますが、その点につきまして管理者の方より確認をお願いします。 管理者 明智忠直君
議長 秋元賢二君 8 番 荻谷進一君	今、荻谷議員からの質問でありますけれども、東広の全員協議会にはいち早く結論は報告しながら議論してもらおう。それに沿って首長会議を開催するというので、今はそういう手順でいるところでありまして、各議会への対応とすれば、予算案、今年も予算は組んであると思いますけれども、それに沿って議論をいただくということになろうかと、東広の議会ということを最優先するというのが、この東広の広域市町村圏事務組合としての議会だと思っておりますので、今は、そういう手順で進めて行きたいという考えでありますので、ご理解をいただきたいと思います。 8 番 荻谷進一君
議長 秋元賢二君	今、管理者より東広のスケジュールということでありました。それは管理者のおっしゃるとおり理解できなくはないんですけど、我々議員としては、申し訳ないんですけど、各議会に一度持ち帰る猶予と時間をいただかないと、これは、東広の事情は解りますけれども、ただ、ここにきて、これから債務負担行為して、一気に動くわけですから、その段階で各議会の理解もなしに進めるということは、非常に危険ですし、それを決めた首長さん、管理者、並びに議員が責任を負うのかという問題にもなるわけですよ、約 200 億の予算を要するわけですから、そこは慎重に、今まで全員協議会を全然やらないで、いきなり全員協議会を立て続けに 4 月に入って 2 回もやると、そんなことでは困ります。だったら、今まで時間を労してやったんですから、せっかくですから、あと 1 ケ月 2 ケ月の時間をきちっと取るべきではないかと思うんですよね。これは議員誰ひとり反対するものではないと思うんですよ、ですから、その辺は必要とあれば議会の決議を議長に取っていただきたいですし、その辺首長さんご理解いただけるのであれば、そういう間の重要なスケジュールは時間を労して最終決定にもっていただけるように、確実な答えを明確にいただきたいと思います。
議長 秋元賢二君	暫時休憩します。 (15 : 00～15 : 10)

議長 秋元賢二君	再開します。 管理者 明智忠直君
管理者 明智忠直君	大変大きな事業でありますので、慎重に進めて行かなければならないということは、私も、副管理者もそう思っている分で、議員の皆様方にもそういった思いでこの事業を進めてもらいたいとそんなように思いますけども、13節 委託料のことにつきまして、事業を進めるにあたっての調査費という、基本設計やら調査費ということの中で、この予算は、32年施設稼働に向け、時間的スケジュールの中で、調査を25年度に始めなければならないということもありますので、そういった部分で、今、この予算を出したわけでありまして、今検討している焼却炉の問題とか、そういった部分について先程事務局長からお話がありました様に、近々検討結果がでるということの中で、東広の全員協議会に報告をする。その報告の時に議決というよりは、議論をしていただく、その内容をもって、管理者、副管理者の中で新たに東広としての対応を決めて行くということで、進めて行きたいと思っておりますので、理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。
議長 秋元賢二君	他に質疑ありませんか。 5番 向後悦世君
5番 向後悦世君	今、荻谷議員が質問されました委託料の事で、環境影響評価調査業務委託料、これが、25年に2千万という説明でありましたが、資料を見ますと4年間で1億6千800万円あります。この4年間の計画、年度ごとに大体どのような計画を立てて1億6千800万円になったのか説明願います。
議長 秋元賢二君	事務局長 加瀬孝之君
事務局長 加瀬孝之君	お答えいたします。まず、環境影響評価業務委託料ということで、複数年の事業ということですので、1億6千800万円。それを、年度別という形で、単年度、単年度ごとに作業量、業務量に応じて、委託金を分割して、その都度議会に予算計上しまして、それで支払いをして行くというように考えています。
議長 秋元賢二君	他に質疑ありませんか。 9番 川口健男君
9番 川口健男君	14節 賃借料、先程一般質問でございましたけれども、説明の中に公用車の賃借、今1台ですけども、さらに1台というお考えのようでございますが、ここでやはりリースをお

	使いになるのではなかろうかと推測する訳でございますが、その結論に至った時にですね、購入をしない、レンタルもしない、リースをする。このメリット、デメリットの比較をご説明いただきたいと思いますというわけでございます。そのリースの内容、オペレーションリースなのかファイナンスリースなのか、さらに、その中で、リース期間及びリース終了後の残価設定がされているのかどうか、等々の内容について当然検討され、月額リース料が決まり、予算計上がされているだろうと思いますので、その詳細を事細かくに説明いただきたい。
議長 秋元賢二君	事務局長 加瀬孝之君
事務局長 加瀬孝之君	お答えを致します。公用車の賃借につきましては、長期継続契約リースということで考えております。メリット、デメリットということですが、購入する時の一時的な負担を想定した時に、その負担を何年かに分けるということで、財政的な負担を軽減できるのではないかと考えています。オペレーションシステム等の話がありましたけども、リースするにあたりましては、契約をする前までに、色々な条件について精査させていただいて、適切に対応させていただきたいとそうように考えておりますので、よろしくお願いします。
議長 秋元賢二君	9 番 川口健男君
9 番 川口健男君	今の事務局長のお話を伺いますと、リースについての知識はほとんど無いと断言せざるを得ないと思います。その中でもって、一時的な費用負担を避けるため。だったら借り入れすれば良いじゃないですか。借り入れよりもリースのがメリットがあるから、リースを選んだのではないのでしょうか。要は、先程の1号議案の中の事務機器の賃貸借契約と、この車の賃貸借契約は言葉は同じですけど、まったく異質のものです。それも理解されていない。おそらく業者の方から、リースの良さというものを説明を受け、安易にそれに飛びついた、という以外に言いようがない。だから、先程のような回答になったと私は理解します。これはですね、この前の荻谷議員が質問されたことと本質は同じだと私は理解しています。この議会がセレモニー、お墨付きを与える機関でしかない、そのように考えているのではなかろうか、だったら必要ないんですよ。そこでお伺いします、事務局長、リースについてどの程度ご存知なのでしょうか。自身の自己評価をお願いします。
議長 秋元賢二君	事務局長 加瀬孝之君

事務局長 加瀬孝之君	リースについての自己評価ということですが、私より詳しい方がいらっしゃいますので、そういった方を前に知識があると堂々と言えるわけにはならないと思いますが、いずれにいたしましても今後勉強してまいりたいとそうように考えています。よろしくお願いします。
議長 秋元賢二君	9 番 川口健男君
9 番 川口健男君	このリースについては、賃貸借契約については、私は賛成できません。それよりもやはり、事務局長という立場という方であれば、リースを導入するのであれば、リースのメリット、デメリットをきちんと勉強していただきたい。お答えしていただきたい。業者の言いなりでもってリースとレンタルと買い取り、買い取りした場合、自己資金から出すのか、借り入れを起こすのか、その根本というものを考えていただきたい。それなくしてですね、安易にリース、簡単ですよリース使う方が。私20年間リースの営業やっていました。良いこと悪いこと全て知っています。要は議会对策なんです。リースというのは、私もある自治体に行って説明しました。こういうメリットありますよ、こういうデメリットありますよ、議会对策、予算対策、住民の為、何にもならない。いずれにしても、これ以上専門的な事を質問しても回答が出ないでしょう。後日伺います。以上で質問終わります。
議長 秋元賢二君	6 番 太田將範君
6 番 太田將範君	委託契約の問題ですけども、前回もSECが循環型社会形成の為に計画を作るのに、予算を組んだのが1,600万円を超えているんですね、実際受注しているのが400万円ちょっと、これについては本当に、確かにそれで出来るのかという質問を私前回致しました。今回の入札制度はどういう形でやるのか、一般的には、東広の規定の中には、最低制限価格を設けるといっているが入っていると思うんですが、前回には設けていなかった。これについてはどういう風な考え方をもって今度の入札に臨むのか質問します。
議長 秋元賢二君	事務局長 加瀬孝之君
事務局長 加瀬孝之君	お答えします。今年度入札の結果ということで、安価に落札、契約となりましたが、これについては、業者が、過去に千葉県内で同様の業務を行ったことがあるという実績を参加の条件としましたので、そのことから、最低制限価格を設けなくても、質が確保できるということで、実際その落札価

	格もそのような関係から低く入札されたのではないかと、そのように認識をしています。来年度発注する委託料につきましては、事後審査方式入札であるとか、プロポーザルとか色々な方法がありますので、条件について、発注ごとに精査しまして適切に対応してまいりたいとそのように考えています。
議長 秋元賢二君	6 番 太田將範君
6 番 太田將範君	前回も言いましたけれども、それできちとした内容の審査が出来るのかどうかという問題が出てこようかと思うんですね、一番気になるのはやはりそこで働いている人たちとか、そういう方々が低入札価格になりますと、ちゃんとした給料が貰えないんじゃないか、ピンハネが相当起こるんじゃないか、そういう問題が出てくるはずなんです。一応公契約ですので、きちとした積算根拠に基づいて発注すべきなんですね。ですからその辺について前回もほとんど感じられなかった。このことにつきましては、公契約としてきちとした積算に基づいた契約になるのか、その点をもう一度確認したいと思います。
議長 秋元賢二君	事務局長 加瀬孝之君
事務局長 加瀬孝之君	入札の発注にあたりましては、国の技術者の単価であるとか、そういったものを参考にして、組合が実施する業務に必要とされる作業量、そういったものを見込んで積算することになるかと思います。以上です。
議長 秋元賢二君	他に質疑ありませんか。
	7 番 椎名嘉寛君
7 番 椎名嘉寛君	管理者にお伺いしたいんですが、先程荻谷議員の方からご質問がありまして、その総括という形の中で、管理者の方から説明があったわけでありますが、そして、そういった中で私も今回組合の議員になって初めてでありますので良く解らないわけですが、組合議会の議決権、色々提案されたものに対して我々がどういう関わりをして、そこで議決していくかというようなことについて、今後の事もありますので、その辺一つ整理をして、後で結構ですので我々にお知らせしていただければと思うんです。ただ予算だけのものなのか、あるいは、違う色々な今後進められる事項がある訳ですけども、そういうものまで含めて全て議決を我々がして決めていくものなのか。それと、我々議会の代表で来ている訳ですけども、各議会と組合議会の関わりを大変申し訳ございませ

	んけども、一年生でございますので、後で結構ですから一つ整理をしてペーパーでも結構ですから頂ければと思いますが、よろしくお願いします。
議長 秋元賢二君	管理者 明智忠直君
管理者 明智忠直君	その点について色々事務局とも話し合いをし、私自身も議会出身の管理者、首長でありますので、その辺は十分事務局とこれからきちっと精査して、議会の役割、各議会との関わり、そういった部分がある程度一定の仕事の部分で役割分担をきちっと報告をしたいと思いますので、今資料がありませんので、今後一つ研究をして、精査をして報告しますので、よろしくお願いします。
議長 秋元賢二君	他に質疑ありませんか。 (「質疑なし」の声あり) 質疑なしと認めます。
議長 秋元賢二君	次に、議案第４号について質疑に入ります。 ８番 荻谷進一君
８番 荻谷進一君	先ほど、我々は議会として議員として予算の審議だけすればいいという話が休憩中にありました。我々議員としては、先ほど事務局の方で法的根拠のようなものの資料を示されたところであります。私は、予算を否認するものではありません。先ほどの議案第３号についても否認するものではありません。はっきり申し上げます。それで休憩中に法的根拠のようなものを示されて、野平副管理者から議員は予算の審議だけすればいいと話がありました。そういう事であるならば議会として明確にしておきましょうよ。はっきりしておいた方がいいですよ。先ほど椎名議員からもありましたが、だったら何のための議会ですか。予算審議だけして終わりでは、我々は決定事項の審議いつやるんですか。我々はいつ確認したらいいのですか。その時期を明確にしてください。１回目。
議長 秋元賢二君	管理者 明智忠直君
管理者 明智忠直君	先ほどの椎名議員からの要望と同じような事かと思いますが、東広の議会議員の役割は、１～２年交代で順番で回ってくるということで、責任と言いましょうか、そういった部分が明確には示されていないと私自身も思っておりました。

	これからは東広の議会議員の責任と役割をはっきり示していきたいと考えております。また、議会に説明するという事は議決が無くても全員協議会のなかで議論をしてもらうという事はやぶさかではありませんので、そこでの議論を我々管理者、副管理者は十分理解しながら、東広としてどうあるべきかを判断しながら、また議会に予算を提案するという事で、全員協議会での議論はただ議論してもらうだけではありませんので、管理者、副管理者として議員の質疑を十分尊重しながら反映させていきたいと考えておりますので、今後そのように進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。
議長 秋元賢二君	8 番 荻谷進一君
8 番 荻谷進一君	今、管理者から説明がありましたが、東広の議会について一定のルールを決めておけば、そのルールに従って進めればいいのですが、そのルールが管理者も執行部も議員も明確でないのですよ。これは怖いことですよ。200億の予算を決めるにあたって、一定のルールが決まっていなくて我々も200億の決議をして、そして銚子市さんにお世話になる。お世話になるならなるなりの計画を持ってやっていかなくてはならないですし、それで事業負担が足りないのであれば負担しなければならないですし、方式が決まれば最終処分場のキャパも決まるし、そういうことも含めて言っているのです。私は安易に拙速に物事を言っているわけではないのでご理解いただきたいという中で、そのルールを明確にさせていただきたいと思えます。ただ、そのルールを明確にするのは議会だと思えます。全員協議会で言ったとしてもそれはルールではありませんから、これがわからないのが各議員の現状だと思えます。このことは各首長さんの方でご理解いただきたいと思えます。 それから、このルールの中でですけれど検討委員会の最終処分場についての内容については、次の5号議案で費用弁償に関することがありますが、そのことについては事務局に確認したいのですが、ここで質問してもよろしいでしょうか。
議長 秋元賢二君	事務局長 加瀬孝之君
事務局長 加瀬孝之君	予算にも関連しますので、ここでお願いします。
8 番 荻谷進一君	では3回目です。施設検討委員会におきましてはメンバーに議員が入っておりません。そして施設検討委員会の答申を今仰おうとしています。今回、提案されている内容ですと最終処分場の用地選定委員会にも議員は入りません。この件に

	つきましては我々議員には事後報告で進んでいるのです。議員がメンバーに入っていれば、議員の意見も拝聴しているという既成事実もできるわけです。前回の検討委員会についても非公開なんです。非公開で議員も入っていないくて、我々はどうのように公正な判断をしなければならないか、まずできないと思います。それで提案ですけど、用地選定委員会には各市から1名程度議員を加えて頂くべきだと思いますがいかがでしょうか。
議長 秋元賢二君	事務局長 加瀬孝之君
事務局長 加瀬孝之君	お答えいたします。建設計画検討委員会と同様に最終処分場用地選定委員会につきましても議員の方をメンバーの対象とすることは考えておりません。といいますのは、諮問機関については行政が打ち出す施策の方向性について意見を述べる機関であると認識しております。ですので施策の方向性が未確定の段階で議員の方が審議に加わるのはどうかという観点から、議員の方をメンバーの対象にはいたしませんでした。そのような考え方ですので、よろしくお願いします。
8 番 荻谷進一君	議長、それでは答えにならないです。私は、議員をメンバーに加えさせていただきたいと言っているのです。
議長 秋元賢二君	事務局長 加瀬孝之君
事務局長 加瀬孝之君	審議会等に議員の方が入らないという事につきましては、全国市議会議長会から出されている地方分権と市議会の活性化に関する調査研究報告書の中で、議員が市長の設置する審議会等に参加することは、立法機関と執行機関の機関対立型を取る民主的な地方制度の趣旨に反するとなっております。これを参考にいたしまして、委員の構成を示させていただきましたので、議員の方につきましてはメンバーの対象とはさせて頂いていないという事でございます。以上です。
議長 秋元賢二君	他に質疑はございますか。
	9 番 川口健男君
9 番 川口健男君	今の事務局長の答弁は、その通りだと思います。ただその前提にあるのは、議会で行政が設置した審議会等から出てきた答申についての審議が十分なされているならば、その形態が望ましいと思うのです。しかしながら現状についてはいかがでしょうか。最終答申までの論議がされているのでしょうか。報告でもって採決するような運営の在り方であってはな

議長 秋元賢二君 管理者 明智忠直君	らないと思います。ですから、私が今回賃借料について質問させていただいた。同じ事なんですよ。賃借料の名のもとにカモフラージュされている。その実態は、借金なんですよ。その認識があるのかどうか、いかがでしょうか、管理者にお答えいただきたいと思います。 管理者 明智忠直君
議長 秋元賢二君 9 番 川口健男君	予算編成については、事務局が一生懸命昨年よりも節約することを大前提に動いてくれていると思います。賃借料の問題につきましても、同じように昨年よりは少しでも節減できるようにということで予算編成したものと私は認識しておりますので、色々な部分で慎重に3市の予算にも関係しますので、慎重に進めることは当然のことですので、その辺はこれからも十分気を付けて予算編成、執行をしていくように執行部と一緒に頑張っていきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。 9 番 川口健男君
議長 秋元賢二君 8 番 荻谷進一君	議会の活性化は、論議があって活性化が図れるのであって、それを避けようとする小手先のことはやめて頂きたい。そういう議案書は作らないでいただきたいと思います。 なぜ賃借料について私が質問したかというのは、同じ手法を今後発生するであろう大型投資案件のごみ処理場にも同じ手法が使われると問題であるということで質問させていただきました。 いずれにしましても、荻谷議員からも質問がありましたが、この提案で議会がより良くなることを願いまして質問させていただきました。これは私の私見ですから、見方を変えれば逆の見方も有るかも知れません。ただ、こういう考え方もあることを理解いただきたい。以上です。 他に質疑はございますか。 次に、議案第5号について質疑に入ります。 8 番 荻谷進一君
議長 秋元賢二君 8 番 荻谷進一君	先ほど4号議案の関連の所で、事務局長より全国市議会議長会の話がありました。これは法律ですか、条例ですか、決まった事ではなくて答申ですよ。ですから、あくまでそれは例として則った話であって、それを確実に実行しなければならないと執行部から言っていることは、私達に議長会から出たものに対して執行部から言う事は我々は遺憾ですよ。

	我々議員の議長会から出たことであっても、これだけの予算を決めることについて議員を入れないという事であったら、それならば非公開でなくて公開にしてください。用地選定のことですから重要なこともありますので、そういったことは必要だと思いますよ。それはわかります。わかりますけれど議員を入れないで決めるというのであれば、議会の意味はなんなんですか。局長、議会の意味はなんなんですか。はっきり申し上げてこんな議会やらなくてもいいじゃないですか。ある意味、管理者と副管理者等で検討して決めたことに我々が確認することによって自信を持って執行できるわけじゃないですか。それを全国議長会の話を持ち出して議員を外すと局長から回答がありましたが、心外ですよ、我々議員から出るならともかく全国議長会のことをなんで局長から出るんですか。法律で決まった事ではないですよ。条例でもないですよ。それを押し通すのであれば、明確に議事録に残るようにしてください。以上です。
議長 秋元賢二君	事務局長 加瀬孝之君
事務局長 加瀬孝之君	先ほど触れさせていただいたのは報告書ということでありまして、法令でも条例でもありません。いずれにしましても、最終処分場の候補地の選定につきましては全員協議会等を数多く開催して情報提供に努めさせていただきたいと考えております。以上です。
議長 秋元賢二君	8 番 荻谷進一君
8 番 荻谷進一君	いずれにしても先ほどありましたように、全員協議会を開くという局長の回答であります。そして、我々には情報提供するという確認ができたという事で理解する所ではありますが、前回の施設検討委員会がそうであったんで、我々は市民から重責を担っている以上は、そういうことが常に明確にわかっていないとならないのが事実です。はっきり申し上げます。我々匝瑳市議会の中でも余り秘密裏に物事が進むのであれば、我々匝瑳市、匝瑳市議会として脱会してもいいですよという意見もあります。ただ明智管理者からもあったように、今まで一緒にやってきたのだから一緒にやっていくことが原則だと思います。別に管理者をいじめるわけでもなく、管理者の立場も明確にしつつ、我々市民と議会がきちんと事を直面し、理解を得て進める。満場一致で決まることはありえない。これは私も理解しています。そういう意味も含めて今までの在り方が、まず良くなかった。そこで、私はあえて検討委員会に議員を加えて頂きたいと言った。それに付け加えて、決定をどういう在り方にしていくか、やっぱり問題に

	なっているわけですから確認していききたいと思います。ただ、先ほど休憩中に議会の決議について明智管理者から説明がありましたが、私は間違いなくお諮りしますと言っており、言葉が残っていると思います。議事録等調べてください。お諮りしますという事で確認しているはずですが、ただ相談しながらという事ではないと思います。その辺は事務局と管理者に明確にしていきたいと思います。
議長 秋元賢二君	管理者 明智忠直君
管理者 明智忠直君	先ほど来ずっと議論されている検討委員会の検討結果を議会に報告する部分で、今後事業を進めていくうえで大変大事な事である認識はしておりまして、そういった部分で改めて議会と東広組合の役割、ルール作りについて十分検討してお示ししたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。
議長 秋元賢二君	8 番 荻谷進一君
8 番 荻谷進一君	最後です。もちろん議案については反対するものではありません。賛成するものであります。ただ、今私がご提案した内容を精査して、費用弁償のことにしても選定委員を決めるわけであります。我々議員は前回の選定委員には入っていませんし、今回も入らないというような決定かニュアンスで受け止めていますが、議員を入れないというのは、これは決定でしょうか、検討するという事でしょうか。1つだけお願いします。
議長 秋元賢二君	管理者 明智忠直君
管理者 明智忠直君	いろいろ議会の要望もあると思いますが、審議会や検討委員会というものは第三者でやっていただきたいという思いで今後進めていききたいと思います。議会に対しては、全員協議会を何度も開催して報告し、議論していただくという形で行きたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。
議長 秋元賢二君	次に、議案第 6 号に入ります。 地方自治法第 117 条の規定により、議案第 6 号に関係いたします荻谷進一君の退席を求めます。
	(荻谷進一君退場)
議長 秋元賢二君	次に、議案第 6 号を議題とし、質疑に入ります。 質疑ありませんか。

議長 秋元賢二君	(「質疑なし」の声多数あり) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終結いたします。 荻谷進一君の入場を許可します。 (荻谷進一君入場)
議長 秋元賢二君	日程第9、一般質問を行います。予め申し添えます。 一般質問については、一括質問とし回数は3回までとなっておりますので円滑な議事運営ができますようご協力をお願いいたします。 それでは、通告の順番により発言を許します。 6番 太田將範君
6番 太田將範君	大きく分けて2つの点について質問をさせていただきます。 一つはごみ焼却計画について、もう一つはごみ行政の広域連合についてであります。昨年の12月に東総地域循環型社会形成推進地域計画案が千葉県に提出されました。この計画案が、ごみ処理計画の今後のたたき台となると考えられますので、これに沿って質問を4点ほどさせていただきます。 まず最初に、計画の基礎となる人口動態についての質問です。構成3市の予想人口を平成23年に179,000人から平成38年つまりこの計画の最終年度で146,000人となる予想をしていますが、まず、この根拠について説明を求めます。また、その問題で3市の意見が検討委員会の中で議論になったようです。議事録にはそのような形で載っております。どのような議論がなされているのか詳細を教えてください。また地域計画案の資料では、平成32年以降の予測にそれが使われております。この点についてどのような検討がなされたのか説明を求めます。なお、銚子市におきましては、人口推計を独自に行っておりまして、2011年を基準年といたしまして2035年までの予想をしております。資料については、各議員さんに配布をお願いしたいと思います。これは銚子市のホームページに掲載されておりますので公表されている数値です。旭市と匝瑳市につきましては、裏の話を聞いたのですが、合併の時にあまり悲観的な人口推計を見込むと困るということで、ホームページに載せなかったということでヒットしませんでした。ですから銚子市の資料を基にしながら議論を進めたいと思います。 次に焼却炉についての質問です。焼却炉の検討については、議事録では性能能力、建設費あるいは運営費などについて

てはほとんど非公開扱いとなっており、議事録に載っておりません。ですから非常にわからないということなんですね。東総広域の議員として検討して一般質問することができない状態です。ですから、この問題につきましては企業秘密もあるかと思いますが、概要を事務局の方で作っていただいて全員協議会等で議論する場を作ってもらいたいと思います。それとですね、この計画ではストーカ炉とかシャフト炉とかいくつかの形態が出ておりまして200tから210t毎日焼却できる形になっていますが、この計算の根拠と言いますか、どういう所からこの210tという数字が出てきたのか説明を求めます。また、焼却の方法によって収集選別、最終処分などの焼却前後の工程がごみ処理の行政に大きな影響が及びます。検討委員会の会議録や資料が非公開のために議論がなされませんので、なるべくなら先ほど申しましたように説明会等の開催を求めます。これについての回答をお願いします。

3番目にごみの減量化についての質問です。計画では、ごみの総量で銚子市25%、旭市16%、匝瑳市20%の減量になっております。また、一日当たり銚子市では10%、旭市では5%、匝瑳市では3%の削減をする予定となっております。また、このごみの資源化率を1~2%と大変低い数値ですけれど引き上げる目標となっております。そして3R、ゼロ・ウェイストの推進という事で、ごみの発生を抑制する計画になっていると思います。しかしながら計画の平成23年から38年までの間に3市の人口は179,000人から146,000人に約25%減少することになります。人口減だけでこの目標ができちゃうんです。何もしなくても目標は自動的に達成できる。こういう目標なんです。これでいいのかどうか回答を求めます。

4番目に焼却炉から排出される燃焼ガスについての質問です。排ガスの法規制値としては、ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、ダイオキシン類の5項目が指定されております。今度の計画では水銀が追加され、6項目について基準値を達成できるかどうか検査することになっております。排ガスの基準値は6項目だけなのか、またどのような測定でどの程度行うのか、誰が行うのか、この基準値が科学的に見て安全性を確保することができるのかどうか、可能であるならばそのデータを示していただきたいと思います。計画では6項目以外の排ガスについては何も触れられていませんが、他の有害なガスは排出は無いのでしょうか。また焼却灰やスラグについても触れられていませんが、安全性が確保されるのかどうか回答をお願いします。安全性が確保されるのであれば、その根拠を示していただきたいと思います。

次に大きな2番目といたしまして、7市町によるごみ行政

	の広域連合について質問させていただきます。「県北東7市町が広域連合」という見出しで2月1日に千葉日報に掲載されました。そのなかで「香取・東総首長懇話会」について質問させていただきます。1月30日にこの会を立ち上げ、役員を選出し、目的として旭中央病院の医師の大量退職による影響で大変になっている医師不足対策とごみ処理の広域化を広域連合で解決を図るとし、4市3町の懇話会の初会合が開催されました。この懇話会の性格と今後の方向性について、新たに広域連合という自治体を作るのかどうか、単なる親睦会なのかどうか、これについての説明を求めます。 小さな2番目として、東総地域の3市ではごみ処理行政については、市町村固有の事務として一般廃棄物行政を持っております。また今後のごみ処理につきましては、東総地区広域市町村圏事務組合において検討を重ね、計画を立案中であります。先ほど川口議員からありましたように2階建てみたいな形で今後計画が進められると思いますが、7市町の広域連合はこの一部事務組合の関係はどうなのか、行政の整合性や連続性、これについてどう考えているのか、管理者の回答を求めます。1回目の質問は、これで終わります。
議長 秋元賢二君	太田将範君の質問に対する当局の答弁を求めます。 管理者 明智忠直君
管理者 明智忠直君	太田議員の2番目の質問につきまして私の方から回答いたします。香取・東総首長懇話会が1月30日に開催され、2月1日の千葉日報に記事が掲載されたわけですが、香取地域と東総地域の首長さんたちはほとんど交流がなく、香取地域は香取地域で、東総地域は東総地域で交流はあるわけなんですけれど、県の北東部に位置している地域でいろいろと共通する部分も多いという中で、あくまでも懇話会、意見交換会ということで親睦を主としたものでありまして、千葉日報には広域連合と載っておりましたが、広域連合を作る気持ちは更々ありませんし、座長となりました香取市の宇井市長も話し合いをするという事で懇話会にした、懇話会の意味もそこにあるとあいさつされておりましたし、私達も親睦会、懇話会という形で進めていきたいと思っております。共通の話題は、医師不足の問題やごみの進捗状況などで、首長として各地域の問題について話し合ったわけではありますが、それ以外の何物でもありませんし、その所はご理解を頂きたいと思えます。また、この懇話会は東総地区広域市町村圏事務組合とは、広域連合ではありませんので全然無関係でありまして首長の意見を交換したいという思いで開いたものでありますのでご理解いただきたいと思えます。

議長 秋元賢二君	事務局長 加瀬孝之君
事務局長 加瀬孝之君	その他の質問についてでございますが、まず、計画の基礎となる人口推計の根拠についてですが、各市の既存の人口推計を基に推計をしております。人口推計の議論の中では、将来の住民基本台帳登録者数と外国人登録者数を各市の基本計画の減少傾向を基に作るという事において、各市でいろいろな人口推計の考え方があるということから、これについて議論がなされたものであります。地域計画以降の人口推計についてですが、地域計画は5年間という事ですので、この間の人口推計を記載しております。今見直しをしている基本計画については、人口推計を15年間としてありますので、基本計画の方には反映されることになるかと思えます。 焼却施設の規模の関係ですが、建設費等の関係につきましては技術的な手順が入っており、委員会限りという事で資料提供していただき、委員会の方で審議をお願いしておりますので、ご了解いただければと思います。ただ、委員会の進捗状況につきましては、全員協議会を開催して説明させていただきたいと思えます。 次に、ごみの減量化率についてですが、検討委員会の方で検討していただいている減量化率については、人口の減少に影響されない1人1日当たりのごみの排出量で目標を立てることとなっておりますので、人口減により影響を受けるものではないと考えております。 排ガスの関係でございますが、これも建設計画検討委員会に諮問しております。計画施設における排ガス基準につきましては、法令で定めるばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、ダイオキシン類の5項目のほか、水銀を加えた計6項目について規制値を設けることとしております。先進施設では、より環境にやさしい施設運営のため、排ガスに係る法規制値などより厳しい自主管理基準値を定め、それを守って施設を稼働させております。事務組合としましても、法対象物質については、法規制値よりも大幅に厳しい自主管理基準値を設け、また水銀においても規制対象とすることにより周辺環境に配慮した施設運営を行っていく考えでおります。また、その他の排ガス物質については、法規制や周辺施設等の状況を調査・研究し、自主管理基準値を定めるか検討してまいります。以上でございます。
議長 秋元賢二君	6番 太田將範君
6番 太田將範君	いくつか答えていただいていない問題もありますが、銚子市の例ですと、資料を見ますと平成の初期の頃は200人～400人1年あたり減っていきまして、平成17年頃になりま

すと600人～800人、平成17年以降は1,000人～1,200人減少しております。今後予想されますのは、1,300人～1,500人の減少であります。こういう人口予測を銚子市は見込んでいるのです。そうしますと2035年には、人口は42,264人になります。この調子で減りますと計画が立て終わって、20年間の償却期間が終わりますと銚子市の人口はほぼ半減することになります。もう一つは、高齢化率が非常に高くなるということです。65歳以上の人口の割合が現在30%なのですが、平成17年頃に25%を超えているのです。25%を越えますとだいたい1,000人～1,200人規模で人口が減っているわけです。これからだいたい1,300人～1,500人位減るだろうと考えられます。最終的なここに出ています2035年の高齢化率は49%になり、なおかつ減価償却が終わるころになりますと50%をはるかに超えます。ですから、はっきりいいますと限界集落になってしまうということです。これが5年くらいたちますと匝瑳市が追いかけて、10年くらいたちますと今度は旭市が追いかけることとなります。これが人口の予測なんです。ですから、210tなどという大きい炉を造ってしまうと大変なことになります。20年後の将来は人口が半減してしまう。これに沿った形での公共事業の形態を考えていかななくてはならないと思います。ですから特に困るのは、溶融炉とかシャフト炉、これは1度火を付けたら消すことができません。そうすると永遠に210t燃さなければならなくなります。そうすると減量ができないのです。今度の検討委員会の減量につきましても、減量することはほとんど考えていない、燃す事しか考えていないのです。人口が減少することを踏まえてごみ処理の計画を考えていかななくてはならないと思います。

先ほど答えていただかなかった質問もあったのですが、人口問題としては、今までの流れでこうなっているから10年後20年後はこうですよではなくて、きちっと後ろから決めていくという形での計画でなければならないと思います。ですから公共事業におけるこれからの課題というのは、人口減少型社会をどう考えていくのかが課題となろうかと思います。

これから再質問させていただきますが、焼却炉の問題についてなぜ210tが必要なのが全く答えられておりません。これについては、きちっと回答をいただきたいと思います。それから排ガスの問題ですが、排ガスの法規制値として6項目定められていますが、これ以外の有毒物質が出るのか出ないのか確認されておりません。その点についての回答を求めたいと思います。それからダイオキシンというのは、なかなか単独では捉えられないものなんです。特に液状ではな

	くて気体になってしまうと非常に膨張して検査で引っかからなくなってしまうのです。ですからダイオキシンが発生していても検査の結果OKになってしまうといわれています。それから特にプラスチックを燃しますと相当多くの重金属類などが発生しますが、これについての対策が検討委員会では検討されておりません。これは非常に重要な事でありますので、きちっと議論する場を作る必要があると思います。このような技術的なことについても全員協議会でしっかり議論できるように要求いたします。
議長 秋元賢二君	本日の会議は、議事の都合によりこの際、予めこれを延長いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声多数あり) ご異議なしと認めます。よって本日の会議時間は延長することに決しました。
6 番 太田將範君	大きな2番目の問題として、広域連合の問題を取り上げましたけれども、明智管理者の話では、あくまで懇談会だということで確認したいと思います。それともう一つは、神奈川あたりは広域連合に入りましょうという事で一筆とっているのです。それが現在でもまだ生きておまして、広域連合に加盟していないとまずいという形での確認書のようなものを取っておりますので、非常に危ないという事なんです。広域連合は何のために作ったかという、広域でごみ処理をやるために作ったんです。具体的に言いますと一部事務組合よりもはるかに強力な権限を持っております。ですから、加入するとか加入しないとかについては、是非とも一筆とか判子を押さないでいただきたい。これは要望です。 ですから、1番の問題で事務局長の回答を求めます。
議長 秋元賢二君	ここで10分休憩いたします。 5時10分から再開いたします。 (休憩) 5:00～5:10
議長 秋元賢二君	休憩前に続き、会議を開きます。 事務局長 加瀬孝之君
事務局長 加瀬孝之君	まず1つ目の人口推計につきましては、今推計したもので最後まで行くものではありません。施設建設前に再度、ごみ処理基本計画を見直す予定となっておりますので、その際に併せて、この間の人口変動を見極めながら見直す予定でありますのでよろしくお願いします。

	次に規模がなぜ２１０ｔなのかということですが、規模の算出につきましては、３市の将来の人口推計とごみの減量化率、資源化率を考慮いたしまして、将来のごみ量を推計して必要な施設の規模を算出しております。この施設の規模につきましても、施設建設前に再度見直す予定でございます。 排ガスにつきましては、法で定められたもの以外につきましては法の規制や先進施設の状況を調査・研究しまして、自主管理基準値を定めるか検討してまいりたいと考えております。ダイオキシンの件ですが、先進施設ではダイオキシン対策として焼却炉を高温度で連続運転して、その排ガスを急速に冷却・集塵する最新の設備で対応しております。それによって法規制値や自主基準値を大幅に下回る低い値で稼働されておりますので、新しく整備する施設につきましてもそのようになるかと思えます。以上です。
議長 秋元賢二君	6 番 太田將範君
6 番 太田將範君	３度目の質問となりますので、先ほどの事務局長の技術的な話と私の方で持っている技術的な知識は全然違うんですよ。これをすり合わせなければいけないと思います。本当に安全なのか、そのデータはどこにあるのか、今全然明らかにされませんでした。ですから東総広域で全員協議会を開いて本当に安全なものなのか議会の中で検討しなければならないと思います。どういうものを作っていくのか東総広域の議会の中できちっと議論されないといけないと思います。今後そういう議論の場を東総広域で作っていただきたいと思います。以上で一般質問を終わります。
議長 秋元賢二君	太田將範君の一般質問を打ち切ります。
議長 秋元賢二君	日程第１０、議案に対する討論、採決を行います。 お諮りいたします。 この際、議案第１号から議案第６号の討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声多数あり)
議長 秋元賢二君	ご異議なしと認め、採決いたします。 議案第１号 平成２５年度 東総地区広域市町村圏事務組合一般会計予算について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。 (挙手多数)

議長 秋元賢二君	挙手、多数であります。 よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。 続いて、議案第2号 平成25年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長 秋元賢二君	挙手、全員であります。 よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。 続いて、議案第3号 平成25年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。 (挙手多数)
議長 秋元賢二君	挙手、多数であります。 よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。 続いて、議案第4号 平成24年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算第1号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。 (挙手多数)
議長 秋元賢二君	挙手、多数であります。 よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。 続いて議案第5号 東総地区広域市町村圏事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長 秋元賢二君	挙手、全員であります。 よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。 地方自治法第117条の規定によって、荻谷進一君の退場を求めます。 (荻谷進一君退場)
議長 秋元賢二君	議案第6号 東総地区広域市町村圏事務組合監査委員の

議長 秋元賢二君	選任について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手、全員であります。 よって、議案第6号は、原案のとおり同意されました。 荻谷進一君の入場を許可します。
議長 秋元賢二君	(荻谷進一君入場) 本日の議事日程は、すべて議了いたしました。 これにて、平成25年3月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会を、閉会いたします。 本日はご苦労様でした。

午後5時16分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

東総地区広域市町村圏事務組合議会 議 長 秋 元 賢 二

議 員 川 口 健 男

議 員 工 藤 忠 男